

## 〔トレンド〕

## 聴覚活用の教育と電波法改正 その2

斎藤 佐和

昨年度、リハビリテーション研究第5巻に聴覚障害教育・福祉用の補聴援助専用電波の指定を求める運動について、その背景事情や経過について報告したが(斎藤, 1996)、その後平成8年度に入り、この運動は、障害をもつ人の必要に応える電波行政という新しい方向へのつながりを見せ始めている。実際の成果は必ずしも十分とはいえないものであるが、聴覚障害児・者の教育・福祉に関わる諸団体が協力して進めてきた歩みとして記録に値するものと思われる。その後の経過について報告したい。

第一報で述べたとおり、聴覚障害教育の場合あるいは難聴者の社会生活の場に、FM電波を利用した補聴援助システムを法的に適正な形で位置付けていく必要から、平成7年6月に全国聾学校校長会、全国公立学校難聴・言語障害教育研究会、全国聾学校PTA連合会、難聴児を持つ親の会、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、日本特殊教育学会などの団体の代表者が集まり、補聴援助専用電波請願検討会が発足した。その後、夏から秋にかけて、この問題に関し所管の郵政省電気通信局移動通信課と地道な協議が重ねられてきたが、その結果、郵政省側は本請願の必要性と緊急性を理解し、一定の周波数帯を聴覚障害者の補聴援助専用電波として割り当てる方向での検討を始めることになった。そのことは郵政大臣の平成8年年初所感中の“人にやさしい情報通信行政の展開”の1項目「高齢者や障害者への対応」の中に含まれるものとされ、ようやく実現へ向けての糸口が見え始めた。

その後、春先にかけて、学校現場でのニーズ、社会における個人ユーザーのニーズを勘案して、補聴援助専用電波としてどのような電波規格(電波形式、通信方式、チャンネル間隔、電力の強さなど)が必要であるかをとりまとめていく作業が、検討会のWGメンバー、更に補聴器メーカー協議会WGメンバーの作業によって進められた。

一方、郵政省サイドは本件について、省令、告示など、どのレベルの改正が適当かなど検討を続けていた

ようだが、平成8年6月になり、電波通信技術審議会での審議を経て関係省令の改正を行っていく方向が定まってきて、この時点で改めて要望団体の確認がもとめられた。検討会では関係諸団体に再度確認し、結果として当初の参加団体に加え、財団法人全日本聾啞連盟、全国聴覚障害者親の会連合会、財団法人聴覚障害者教育福祉協会、全日本聾教育研究会、全国補聴器販売店協会の計15団体の参加があり、聴覚障害児・者の教育、福祉に関わる殆どすべての団体を連ねて「補聴援助を目的とする教育・福祉用電波の指定に関する要望書」が作成されることになった。要望書は平成8年8月6日、本検討会の呼びかけ人の一人である日本特殊教育学会会長中野善達教授から、郵政省移動通信課寺崎明課長に手渡された。以下に要望書の一部を示す。

---

補聴援助を目的とする教育・福祉用電波の指定に関する要望書

## 主旨

今般、多くの国で難聴者用教育バンドあるいは福祉用バンドとして一定周波数が割り当てられ、電波を利用した補聴援助システムの開発が進むなか、わが国においても聴覚障害児・者の学校生活の場や家庭生活・社会生活の場における情報伝達手段として、電波を利用した補聴援助システムの利用を求める声が顕在化しております。

このような状況から、聴覚を介して情報補償の恩恵が受けられる環境づくりに適う、教育・福祉用の専用周波数による補聴援助システムの検討を要望するものであります。

(理由および要望書団体名は省略)

---

この件に関しては平成8年9月25日に朝日新聞夕刊にも報道されたが、郵政省は9月30日に開催された電波通信技術審議会に対し、「補聴援助システム用小電力無線設備の技術的条件」についての諮問を行い、審議

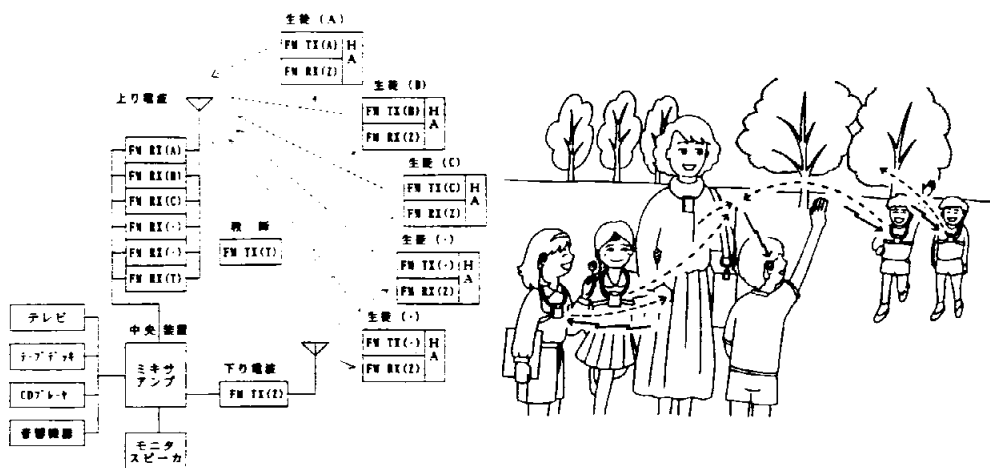


図1 補聴援助システムの1例 (ポータブル相互通話方式)

が開始された。実際には、審議会の下部機関である小電力無線設備委員会(常設)の下に、更に本件に関して協議を行う補聴援助システム分科会が設置され、10月からこの分科会で具体的な検討が始められている。補聴援助用電波申請検討会の中から、補聴器メーカー協議会や聴覚障害教育関係者が委員としてこの委員会に参加しているが、ここで補聴援助システムの概要や同システム用小電力無線設備に関する一般的条件や技術的条件について審議を行って答申案がとりまとめられ、小電力無線設備委員会を経て、平成9年1月頃に審議会で答申が出される予定である。その後、この答申案を資料として関係省令等の改正作業に進み、5月頃には改正に至るのではないかと予想されている。

現在、割り当てが予定されている周波数帯は、現実には聾学校の集団補聴システムに対して必ずしも十分なものでなく、今後技術的に解決しなければならない問題もかなり多い。新しいタイプの集団補聴システム(例えば、図1に示すような校外指導などで使える相互通話式集団補聴器)の開発が可能かなどまだ未知数

の部分もある。その意味でこれまでの結果は決して十分なものではないが、聴覚障害をもつ人がこのような電波の使い方をしており切実な必要性があるという事実に市民権を得させることは出来たと言えるだろう。この運動の終わりではなく始まりであることを再確認して、今後さらに良質で使い勝手のいい集団補聴器やFM補聴器を開発していく道程の一里塚と捉えたい。

### 文 献

- 1) 星龍雄(代表)(1987):聴覚障害児教育用補聴システムの設計・試作とその実践的評価に関する研究. 昭和61年度 科学研究費補助金研究成果報告書.
- 2) 大沼直紀・齋藤佐和(1996):改正電波法の完全施行に備えて一補聴援助用電波申請検討会結成の事情及び活動の経過報告一. 聴覚障害, 24-27.
- 3) 齋藤佐和(1996):聴覚活用の教育と電波法改正. リハビリテーション研究, 5(1), 63-65.